

令和4年度 大東市教育委員会 6月 定例会 会議録

1. 開催年月日

令和4年6月29日（水） 午前10時00分～午前10時50分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- ・ 教育長 水野 達朗
- ・ 教育長職務代理人 太田 忠雄
- ・ 教育委員 田中 佐知子
- ・ 教育委員 齊藤 めぐみ
- ・ 教育委員 中野 健一郎

4. 出席説明員（13名）

- ・ 教育総務部長 北本 賢一
- ・ 学校教育政策部長 伊東 敬太
- ・ 教育総務部総括次長兼家庭・地域教育課長 佐々木 由美
- ・ 学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 村島 正浩
- ・ 教育総務部次長兼学校管理課長 芦田 雄一
- ・ 教育総務部次長兼教育総務課長 杉谷 明子
- ・ 教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・ 教育総務部教育総務課参事兼北条青少年教育センター所長 田中 廣信
- ・ 学校教育政策部企画・教職員課長 花澤 秀之
- ・ 学校教育政策部ICT教育戦略課長 川阪 栄介
- ・ 学校教育政策部ICT教育戦略課長参事 山本 和人
- ・ 学校教育政策部課長兼教育研究所長 浅井 裕子
- ・ 教育総務部教育総務課長補佐 岡田 健嗣

5. 傍聴者 1名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第20号
大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 3 教委議案第21号
大東市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 4 教委議案第22号
令和4年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について
- 日 程 第 5 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第20号

大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する規則について

大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則(平成28年教委規則第3号)の一部を改正する規則を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和4年6月29日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

青少年教育センターの事務をつかさどる職の職務において、所長の属する職制上の段階を現状に合わせ、それに伴う所要の改正を行うため。

大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する
規則（案）

令和 年 月 日
教委規則第 号

大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則（平成28年教委規則第3号）
の一部を次のように改正する。

別表4の部(1)の項中「課長補佐」を「課長、課長補佐」に改め、同部(4)の項を(5)
の項とし、(3)の項を(4)の項とし、同部(2)の項中「所長補佐及び」を削り、同項を同部
(3)の項とし、同部(1)の項の次に次のように加える。

(2) 青少年教育センター条例施行規則第7条第2 項に規定する所長補佐の属する職制上の段階	課長補佐又は上席主査
--	------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則

平成28年3月28日

教委規則第3号

改正 平成31年2月19日教委規則第1号

令和3年3月25日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項の規定に基づき、大東市教育委員会事務局における標準的な職について、必要な事項を定めることを目的とする。

(標準的な職)

第2条 前条の標準的な職は、別表の左欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年教委規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第1号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
1 次項及び第3項に掲げる職務以外の職務	(1) 大東市教育委員会事務局組織規則（令和3年教委規則第1号。以下「組織規則」という。）第3条第1項に規定する部長及び同条第3項に規定する参事（部長級に限る。）の属する職制上の段階	部長
	(2) 組織規則第3条第2項に規定する総括次長及び同条第3項に規定する次長の属する職制上の段階	次長

	(3) 組織規則第3条第1項に規定する課長及び同条第3項に規定する参事(課長級に限る。)の属する職制上の段階	課長
	(4) 組織規則第3条第2項に規定する課長補佐の属する職制上の段階	課長補佐
	(5) 組織規則第3条第2項に規定する上席主査の属する職制上の段階	上席主査
	(6) 組織規則第3条第3項に規定する主査の属する職制上の段階	主査
	(7) 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階	係員
2 教育研究所の事務をつかさどる職の職務	(1) 大東市教育研究所条例(平成18年条例第48号)第4条に規定する所長の属する職制上の段階	部長、次長又は課長
	(2) 大東市教育研究所条例施行規則(平成19年教委規則第2号)第4条に規定する主任研究員の属する職制上の段階	課長補佐又は上席主査
	(3) 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階	前項に定める職制上の段階に応じた標準的な職
3 幼稚園の事務をつかさどる職の職務	(1) 大東市立幼稚園条例(昭和46年条例第27号)第3条に規定する園長の属する職制上の段階	課長
	(2) 大東市立幼稚園条例施行規則(昭和46年教委規則第6号。以下「幼稚園条例施行規則」という。)第19条第1項に規定する副園長の属する職制上の段階	課長補佐
	(3) 幼稚園条例施行規則第19条第1項に規定する主任教諭の属する職制上の段階	上席主査

	(4) 幼稚園条例施行規則第19条第1項に規定する主査教諭の属する職制上の段階	主査
	(5) 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階	第1項に定める職制上の段階に応じた標準的な職
4 青少年教育センターの事務をつかさどる職の職務	(1) 大東市立青少年教育センター条例施行規則(平成14年教委規則第2号。以下「青少年教育センター条例施行規則」という。)第7条第1項第1号に規定する所長の属する職制上の段階	課長、課長補佐又は 上席主査
	(2) 青少年教育センター条例施行規則第7条第2項に規定する所長補佐の属する職制上の段階	課長補佐又は上席主査
	(2 -3) 青少年教育センター条例施行規則第7条第2項に規定する所長補佐及び上席主査の属する職制上の段階	上席主査
	(3 -4) 青少年教育センター条例施行規則第7条第2項に規定する主査の属する職制上の段階	主査
	(4 -5) 前号に掲げる職制上の段階より下位の職制上の段階	係員

教委議案第 21 号

大東市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

大東市教育委員会会議規則（昭和 31 年教委規則第 9 号）の一部を改正する規則を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 29 日提出

大東市教育委員会

教育長 水 野 達 朗

理 由

教育委員会定例会に教育長及び教育委員がオンラインを活用して会議に参加することができる旨を明確にすることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日

教委規則第 号

大東市教育委員会会議規則（昭和31年教委規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条第1項中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（出席の特例）

第4条 教育長及び委員は、次に掲げる場合であって、教育長が必要と認めたときは、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう。次項において同じ。）を活用して会議に参加することができる。

- (1) 災害その他の理由により交通が遮断している場合
- (2) 感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合
- (3) 他の重要な用務により会議の開催場所に移動することが困難な場合
- (4) 会議が臨時に招集された場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない理由により会議の開催場所への参集が困難であり、又は適当でない場合

2 前項の場合において、オンラインを活用して会議に参加した教育長及び委員は、会議に出席したものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○大東市教育委員会会議規則

昭和31年4月30日

教委規則第9号

改正 昭和52年9月9日教委規則第2号

昭和55年10月4日教委規則第2号

平成5年12月15日教委規則第3号

平成27年3月25日教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第14条第9項及び第16条の規定に基づき、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の議事録の作成等及び会議その他委員会の議事の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の種類)

第2条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回教育長が招集する。

3 臨時会は、教育長が必要と認める場合又は2人以上の委員から書面により会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があった場合に教育長が招集する。

(招集)

第3条 教育長が会議の招集を行う場合は、会議開催の日時、場所及び会議に付議する事件を開催日前3日までに、書面で委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 会議の招集を行った場合には、教育長は、直ちに大東市教育委員会公告式規則（昭和31年教委規則第7号）第4条の規定に基づいて告示を行う。

3 会議の招集の通知又は告示を行った後に緊急を要する事件が生じたときは、前2項の規定にかかわらず直ちに会議に付議することができる。

(出席の特例)

第4条 教育長及び委員は、次に掲げる場合であって、教育長が必要と認めたときは、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。次項において同じ。）を活用して会議に参加することができる。

(1) 災害その他の理由により交通が遮断している場合

- (2) 感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合
 - (3) 他の重要な用務により会議の開催場所に移動することが困難な場合
 - (4) 会議が臨時に招集された場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない理由により会議の開催場所への参集が困難であり、又は適当でない場合
- 2 前項の場合において、オンラインを活用して会議に参加した教育長及び委員は、会議に出席したものとみなす。

(公開)

第4-5条 会議は、公開する。ただし、法第14条第7項ただし書の規定に基づき教育長又は委員の発議により議決したときは、この限りでない。

(動議)

第5-6条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議の提出があったときは、教育長は会議に諮って、これを議題としなければならない。

(議事録)

第6-7条 教育長は、事務局の職員をして議事録を作成させなければならない。ただし、第4-5条ただし書の規定に基づき非公開とされた会議については、この限りでない。

2 議事録は、教育長及びその都度教育長の指定する委員1人が署名し、次の会議において承認を受けなければならない。

3 前項の規定により承認を受けた議事録は、速やかに公表するものとする。

(議事録の記載事項)

第7-8条 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会の年月日時
- (2) 会議に出席した者の職及び氏名
- (3) 教育長の報告の要旨
- (4) 議題及び議事の要旨
- (5) 議決事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた事項

(請願等)

第8-9条 委員会に対して、請願又は陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内

において、事情をのべることができる。

(欠席の届出)

第9-10条 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ、理由を付して教育長に届け出なければならない。

(雑則)

第10-11条 この規則に定めるもののほか、会議の議事録の作成等及び会議その他委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定に基づき引き続き在職する間は、第1条の規定による改正後の大東市教育委員会会議規則、第2条の規定による改正後の大東市教育委員会傍聴規則、第3条の規定による改正後の大東市教育委員会事務局組織規則第1条、第4条の規定による改正後の大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則、第7条の規定による改正後の大東市教育委員会公告式規則、第8条の規定による改正後の大東市教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則、第9条の規定による改正後の大東市教育委員会公印規則別表第5項及び第10条の規定による改正後の大東市教育委員会事務局職員職名規則の規定並びに第11条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の大東市教育委員会会議規則、第2条の規定による改正前の大東市教育委員会傍聴規則、第3条の規定による改正前の大

東市教育委員会事務局組織規則第1条、第4条の規定による改正前の大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則、第7条の規定による改正前の大東市教育委員会公告式規則、第8条の規定による改正前の大東市教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則、第9条の規定による改正前の大東市教育委員会公印規則別表第5項、第10条の規定による改正前の大東市教育委員会事務局職員職名規則及び第11条の規定による廃止前の大東市教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

8. 一般業務報告

1. 令和4年6月定例会月議会に係る報告事項について
2. 学校園における教育活動について

9. 会議録

水野教育長

それでは定刻になりましたので、令和4年度6月定例会を開始させていただきます。開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

北本部長

本日の出席は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することをご報告申し上げます。

水野教育長

報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から6月の教育委員会定例会を開催いたします。

まず傍聴にお越しの皆様令和4年6月の定例会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。

それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、齊藤委員によりしくお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第20号 大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いいたします。

杉谷次長

『大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則の一部を改正する規則』の制定につきまして、ご提案申し上げます。

このたびの規則改正の主な理由といたしましては、青少年教育センターの事務をつかさどる職の職務におきまして、所長の属する職制の段階を現状に合わせるとともに、それに伴う所要の改正を行うためでございます。

お手元の資料『大東市教育委員会事務局における標準的な職を定める規則』3ページをご覧ください。最終ページで、下の部分で「3/3」との表記があります。

具体的な改正内容は、別表の4の部分「青少年教育センターの事務をつかさどる職の職務」の(1)の項中「課長補佐」を「課長、課長補佐」に改め、同部中(4)の項を(5)の項とし、(3)の項を(4)の項とし、同部(2)の項中「所長補佐及び」を削り、同項を同部(3)の項とし、同部(1)の項の次に、「(2) 青少年教育センター条例施行規則第7条第2項に規定する所長補佐の属する職制上の段階」、「課長補佐又は上席主査」を加えるものです。

施行は公布の日からとなります。

説明は以上でございます。

何卒ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご議決を賜りましたら、今回の規則改正に関連する「大東市教育委員会事務局における標準的遂行能力を定める要綱」につきましても改正を行い、次回定例会にてご報告させていただく予定です。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第3 教委議案第21号 大東市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いいたします。

杉谷次長

『大東市教育委員会会議規則の一部を改正する規則』の制定につきまして、ご提案申し上げます。

このたびの主な改正内容といたしましては、これまでもオンラインによる教育委員会定例会を実施したことがございましたが、規則を改正し、教育委員会定例会に教育長及び教育委員がオンラインを活用して会議に参加できる旨を明確化し、それに伴う所要の改正を行うものです。

原則としては、教育長及び教育委員の会議への出席は、会議の場に現に出席することとしますが、「出席の特例」として、第4条第1項各号に定める事由がある場合は、オンラインを活用して会議に参加し、出席したものとみなすものとします。詳細につきまして、第1項各号、

第1号 災害その他の理由により交通が遮断している場合

第2号 感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合

第3号 他の重要な用務により会議の開催場所に移動することが困難な場合

第4号 会議が臨時に招集された場合

第5号 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない理由により会議の開催場所への参集が困難であり、又は適当でない場合

となっております。

なお、施行は公布の日からとなります。

説明は以上でございます。

何卒ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。私もタブレットを定例会に持ち込んで、ペーパーレスに取り組んでいるところであります。オンラインの活用もコロナ禍で進んできたと思います。教育委員会もその流れに沿って行きたいという趣旨で承認いただいたものと思います。

次に、日程第4 教委議案第22号 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について、提案理由の説明をお願いいたします。

浅井所長

教委議案第22号「令和4年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について」説明をさせていただきます。

令和4年度全国学力・学習状況につきましては、4月19日（火）全校参加により実施いたしました。その結果は、7月下旬に市教委および各学校へ提供される予定です。

そこで、市の結果概要をホームページや広報紙などで公表するために、内容及び方法につきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

2枚目は、公表内容です。昨年度までと同様の方法及び内容となります。

1. の市全体の結果については、方法として、広報だいつ及び市教育委

員会ホームページに掲載いたします。①各教科の平均正答率②教科の領域ごとの概要と課題③児童・生徒質問紙において、経年比較して成果や課題が見られる回答状況④大東市の授業改善に係る取組み紹介を予定しています。

2. の市内各学校の結果については、各校より紙媒体で結果を配付いたします。市教育委員会が作成した共通フォーマットを使用し、各教科領域別のグラフ、調査結果についての分析と今後の改善方策、学力向上のための学校の取組みを記載し、保護者も巻き込んだ児童・生徒の励みとなりますようにメッセージを載せています。

なお、学校別の結果については、平均正答率や平均正答数等の数値による公表は行わないこと、としております。

その根拠として、3枚目をご覧ください。

本年度の実施要領抜粋になっております。

調査結果の取り扱いについては、7の(5)で配慮事項が定められております。

説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であって、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であるとされています。

(イ) ②をご覧ください。公表については、市町村教育委員会が学校の状況について公表することは可能であります。個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、慎重な判断が求められています。また、各校に公表を指示する場合も慎重な対応が求められています。

(エ) の②をご覧ください。公表を行う場合は、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表すること、また今後の改善策も示すこととなっています。

(エ) の③の下線部ですが、市教委が学校別の公表を行う場合は、当該学校と内容や方法について事前に十分相談するとともに、市の改善方策も併せて示すことや、学校に公表を指示する場合もそれらについて事前に相談することとされています。

さらに、平均正答率などの数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこととされています。

平成28年8月12日付で、文部科学省より「全国学力・学習状況調査の結果の分析及び公表について」(通知)がありました。その中で、数値データによる単純な比較が行われ、それを上昇させることが主たる関心ごととならないよう、各教育委員会においては、報道発表も含め、調査結果の公表に際しては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう、改めて配慮するよう求めています。

さらに、4枚目の「大阪府情報公開条例<抜粋>」の「第八条の四」をご覧ください。

ここに、(公開しないことができる行政文書)として、「公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」とありま

す。

これらをふまえて、事務局といたしましては、「市としての公表は、学校別結果を含まず、市全体の結果を「結果の公表について」に沿って作成し、市ホームページや市報で公表する。また、学校が保護者へ示す内容についても、平均正答率や平均正答数等の数値による公表は行わず、昨年度までに準じた形で、市教委より示す共通のフォーマットにより行うことを原案として提案させていただきます。

ご協議いただき、ご議決いただきますよう宜しくお願いいたします。

水野教育長
田中委員
浅井所長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

今回の結果は広報何月号に掲載される予定ですか。

昨年度の掲載は12月号でさせていただいたので、今回も同様にさせていただきますと思います。

田中委員
浅井所長

広報についての異論はありません。結果が出た際に教育委員会から各学校に色々な指導をされると思いますが、その計画はありますか。

各校の学力向上担当者にスキルアップ講座等で市の概要について話をします。授業改善についても市のメッセージを伝えて参ります。

中野委員
浅井所長

学校現場へは全ての内容をお伝えするのですか。

特に授業改善について主としてお伝えしようと考えています。例えばこの問題について全国とどのくらい差があるので、この部分については授業改善していただきたいという内容を伝えていこうと思います。

中野委員
浅井所長

一部オブラートに包んでお伝えするのですか。若しくは事実をお伝えするのですか。

結果の内容について事実に基づいて授業改善に繋がるように伝えていこうと思っております。

水野教育長
浅井所長
田中委員
浅井所長
水野教育長

結果自体はまず学校に先に届くのですか。

市教委に先に届きます。

確認ですが、結果は各個人に配付予定でしたか。

学校を通じて個人個人に学力の状況について通知しています。

それでは、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

以上で本日の教委議案を終わります。

．．．．．日程第5 一般業務報告につき要点のみを記載．．．．．

①令和4年6月定例会に係る報告事項について

⇒令和4年5月の教育委員会定例会において、教委議案第19号『令和4年度大東市一般会計補正予算（第2次・第3次）【教育関係】に係る意見聴取後の可決報告

大東市附属機関条例の一部改正について

⇒新たに「大東市立学校施設整備基本設計等事業者選定委員会」を設置

大東市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

⇒運営時間や料金の改定等

②学校園における教育活動について

⇒8中学校における修学旅行を実施。熱中症予防のため積極的にマスクを外すよう指導している。

.....

各教育委員から意見等について

・熱中症対策をしながら各校はどのような未来を描いているのか、共通理解が明確にイメージ出来ているか。

・水分補給はこまめに少しずつでも取ることが大切である。

・会議がオンライン化することで、場所を理由とした欠席はなくなった。

・幼児期のマスク着用は本来かからないといけない病気にかかることが出来ないで、成人してからにそのような病気にかかると重症化のリスクが高くなる。

・各校で暑さ指標を元にして屋外での運動を制限している。

以上をもちまして、6月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和4年7月27日

水野教育長

齊藤委員